

雇用状況と就労条件に関する調査結果

上田労働基準監督署 上田公共職業安定所

平成19年2月22日

1. 調査の目的と趣旨

少子高齢化、国際化、情報化など経済の制約条件の変化に伴い産業・雇用構造も変化しており、それに対応して労働基準法、労働者派遣法、高齢者雇用安定法、労働安全衛生法の改正が行われ、それぞれ平成16年1月1日及び3月1日、平成18年4月1日付けで施行され、さらに労働契約法やパート労働法の制定、改正なども現在審議されているところである。

当地域においてもパート等や派遣・業務請負など非正規型の雇用及び間接形態の雇用が増加することにより雇用構造が大きく変化してきているが、その状況は十分に把握されておらず、そこから発生する問題に対して適切に対応することが困難な状況にある。

この調査は、雇用構造と就労条件の実態を把握してその特性と問題点を明らかにし、それに応じた対策に資することを目的として実施した。

2. 調査の方法

上田労働基準監督署管内（上田市、東御市（旧北御牧村を除く）、小県郡であり、上田公共職業安定所の管轄と一致する。）の事業場のうち、10人規模以上として有効に把握している事業場978に調査票（資料1）を郵送配布し、786事業場から郵送又はFAXで回答を得た。（回収率80.4%）

調査は平成18年11月21日から12月20日にかけて実施した。

3. 結果

1 回答事業場の業種別・規模別分布（表1）

回答事業場総数は786で、事業場規模は正規従業員とパート等を合わせた直接雇用の契約関係にあるものをとった。50人未満の事業場は579で73.7%を占める。

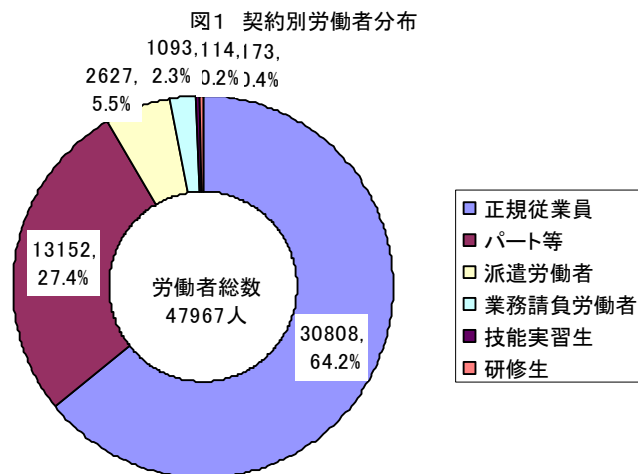
2 業種別・規模別の直接雇用労働者分布（表2）

直接雇用の労働者総数は43,960人で、そのうち50人未満の事業場に所属する労働者は11,965人、27.2%を占める。

3 契約別の労働者分布（図1）

全体の労働者総数は47,967人であり、正規従業員が64.2%、パート等が27.4%、派遣労働者が5.5%、業務請負労働者が2.3%、技能実習生が0.2%、研修生が0.4%となっている。

研修生は法律上の労働者には該当しないが、比較のためここでは労働者としてカウントした。



4 契約別の男女比（表3）

(1) 正規従業員の70.1%は男性であるのに対して、パート等の70.3%は女性である。派遣労働者の男性は58.2%、業務請負労働者の男性は50.9%、技能実習生の男性は58.8%、研修生の55.5%が男性となっており、いずれも男性の比率がやや高いが正規従業員ほどではない。

表3 契約別の男女比

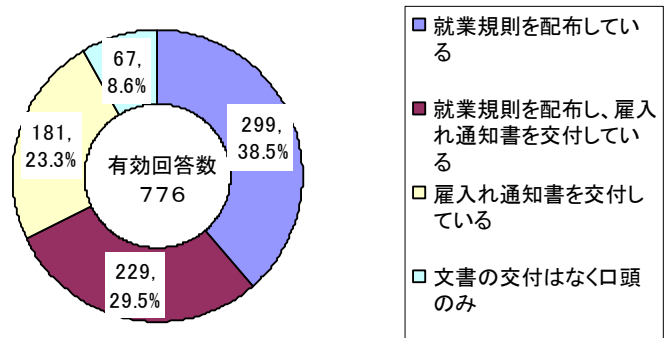
	男(構成比率)	女(構成比率)	計
正規従業員	21,602(70.1%)	9,206(29.9%)	30,808
パート等	3,906(29.7%)	9,246(70.3%)	13,152
派遣労働者	1,530(58.2%)	1,097(41.8%)	2,627
業務請負労働者	556(50.9%)	537(49.1%)	1,093
技能実習生	67(58.8%)	47(41.2%)	114
研修生	96(55.5%)	77(44.5%)	173
総合計	27,757	20,210	47,967

5 正規従業員とパート等(直接雇用)の状況

(1) 正規従業員の労働条件明示(図2)

就業規則を配布している事業場は、雇入れ通知書を併せて交付しているものを合わせると68.0%になるが、雇入れ通知書のみが23.3%、口頭のみが8.6%となっている。

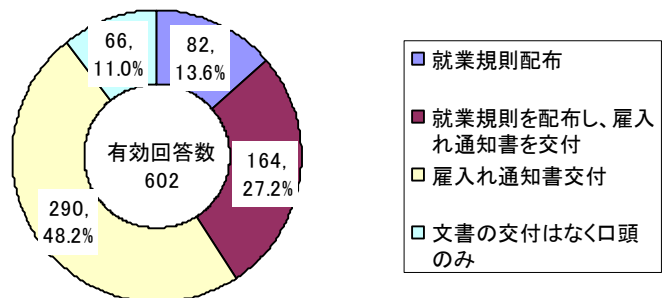
図2 正規従業員の労働条件明示



(2) パート等の労働条件明示(図3)

就業規則を配布している事業場は、雇入れ通知書を併せて交付しているものを合わせても40.8%にとどまり、雇入れ通知書交付のみの事業場が48.2%で最も多く、口頭のみも11.0%となっている。

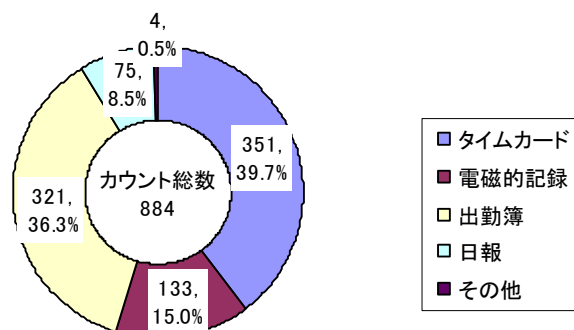
図3 パート等の労働条件明示



(3) 正規従業員の労働時間管理(図4)

タイムカードによるものが39.7%で最も多く、出勤簿が36.3%、電磁的記録が15.0%、日報が8.5%となっている。複数の組み合わせが多いため、それぞれのカウントにより主に採用している管理形態を見積もった。

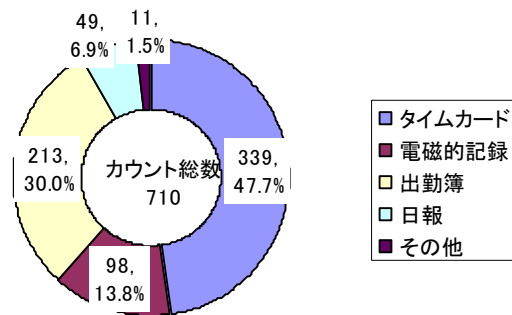
図4 正規従業員労働時間管理



(4) パート等労働時間管理 (図5)

タイムカードによるものが47.7%で最も多く、出勤簿が30.0%、電磁的記録が13.8%、日報が6.9%となっている。正規従業員よりタイムカードによる管理が多くなっている。

図5 パート等労働時間管理



(5) 正規従業員及びパート等（直接雇用）の健康診断の状況 (表4)

一般健康診断実施率は正規従業員が90.0%であるのに対しパート等では55.4%であり、大きな開きがある。また、正規従業員であっても健康診断の実施のない者が1割に及んでいる。

特殊健康診断実施の必要があると認識し実施している割合は、正規従業員で89.4%であるのに対しパート等では97.8%となっており、パート等のほうが実施率が高い。

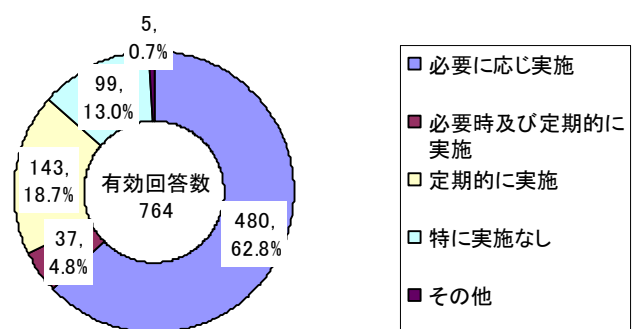
表4 直接雇用者の健康診断の実施状況

	一般健康診断対象者数	一般健診実施者数 (実施率)	特殊健康診断対象業務従事者数	特殊健康診断実施者数 (実施率)
正規従業員	30,808	27,739 (90.0%)	3,851	3,442 (89.4%)
パート等	13,152	7,291 (55.4%)	682	667 (97.8%)

(6) 正規従業員の安全衛生教育の実施状況 (図6)

必要に応じて実施するものが62.8%で最も多く、必要に応じ及び定期的に実施するものが4.8%、定期的に実施するものが18.7%となっているが、実施のないものも13.0%に及んでいる。

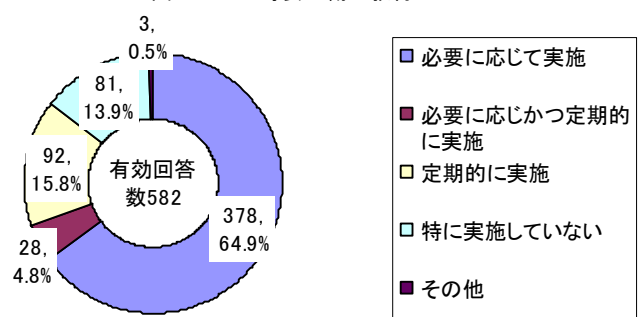
図6 正規従業員安全衛生教育



(7) パート等の安全衛生教育の実施状況 (図7)

必要に応じて実施するものが64.9%で最も多く、必要に応じかつ定期的に実施するものが4.8%、定期的に実施するものが15.8%、特に実施していないものが13.9%となっている。安全衛生教育の実施の仕方は、正規従業員もパート等もほぼ同等である。

図7 パート等安全衛生教育

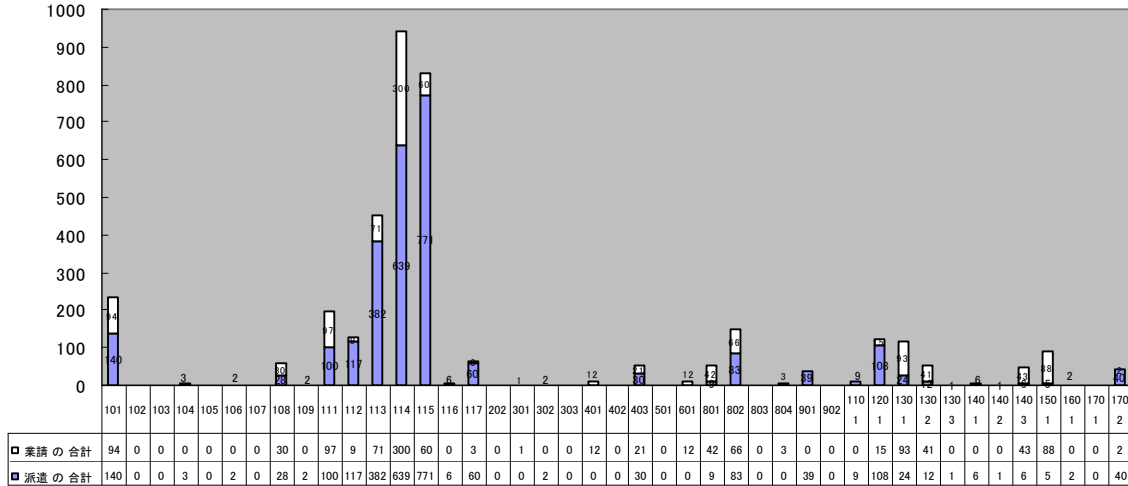


6 派遣及び業務請負労働者の状況

(1) 派遣及び業務請負労働者の業種別規模別分布（図8及び表5）

派遣及び業務請負労働者を最も多く使用しているのは電気機械器具製造業であり、次いで輸送用機械等製造業、一般機械器具製造業、食品品製造業、非鉄金属製造業の順となっている。

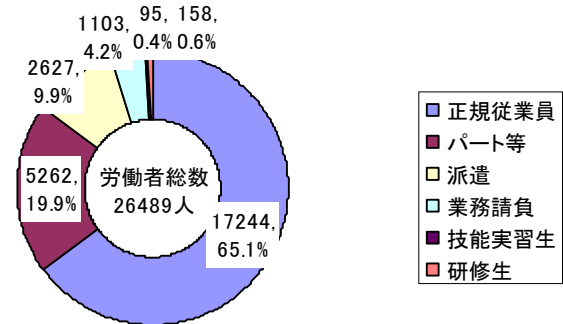
図8 派遣—業務請負労働者の業種別分布



(2) 派遣及び業務請負を使用している企業での契約別労働者分布（図9）

正規従業員65.1%、パート等19.9%、派遣労働者9.9%、業務請負労働者4.2%、技能実習生0.4%、研修生0.6%となっている。全体の契約別労働者分布（図1）ではパート等の割合が27.5%であるのに対して19.9%と減少しているのに対して、派遣が5.5%から9.9%、業務請負が2.3%から4.2%へと増加している。

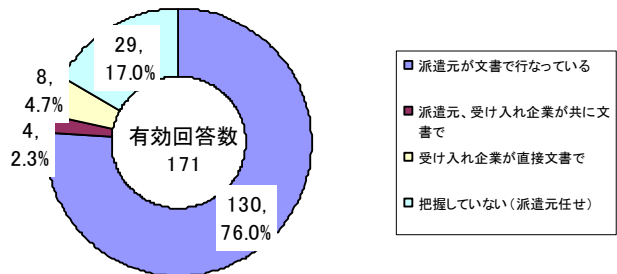
図9 派遣・業務請負を使用している企業の契約別労働者



(3) 派遣労働者の労働条件明示（図10）

派遣元が文書で行っているとするものが76.0%、受け入れ企業が直接文書で行っているものが合わせて7.0%、派遣元に任せて確認していないものが17.0%となっている。

図10 派遣労働条件明示

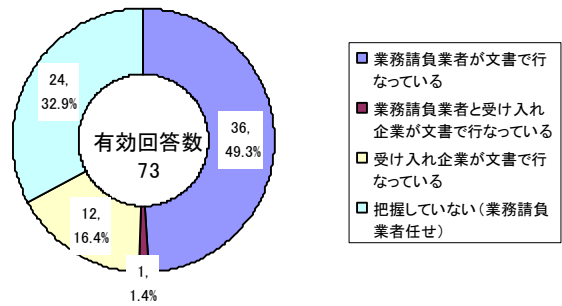


(4) 業務請負労働者の労働条件明示（図11）

業務請負業者が文書で行っているとするものが49.3%、受け入れ企業が文書で行っているとするものが...

るものが合わせて17.8%、業務請負会社に任せて把握していないものが32.9%となっている。

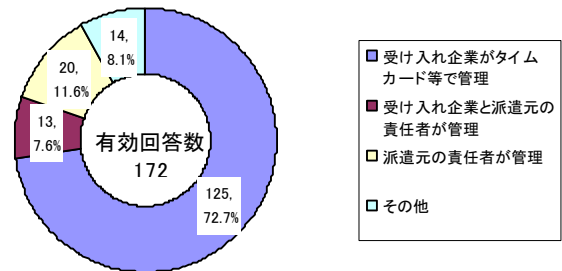
図11 業務請負労働者の労働条件明示



(5) 派遣労働者の労働時間管理 (図12)

受け入れ企業がタイムカード等で管理しているものが72.7%、受け入れ企業と派遣元の責任者双方が管理しているものが7.6%、派遣元の責任者が管理しているものが11.6%となっている。

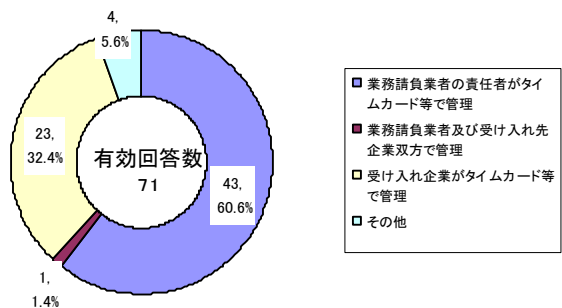
図12 派遣労働者の労働時間管理



(6) 業務請負労働者の労働時間管理 (図13)

業務請負業者の責任者がタイムカード等で管理しているものが60.6%、受け入れ企業がタイムカード等で管理しているものが合わせて33.8%となっており、その他の内容は受け入れ企業が出勤簿で管理しているとしていて5.6%である。

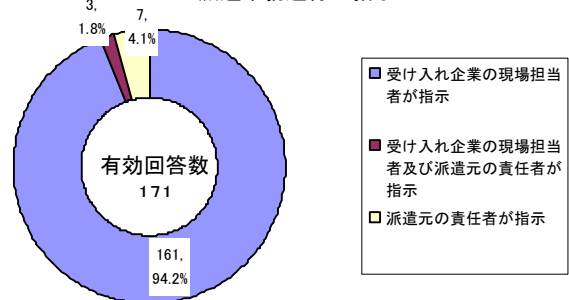
図13 業務請負労働者の労働時間管理



(7) 派遣労働者の業務指示 (図14)

受け入れ企業の現場担当者が指示するが94.2%、受け入れ企業の現場担当者及び派遣元の責任者が指示するが1.8%、派遣元の責任者が指示するが4.1%となっている。

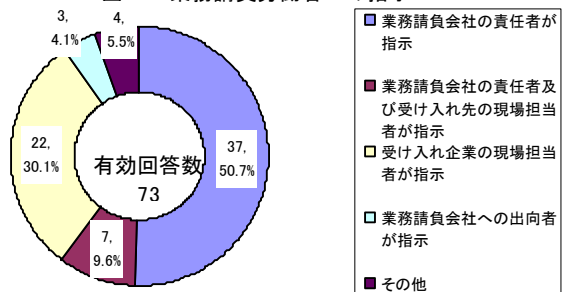
図14 派遣業務遂行の指示



(8) 業務請負労働者の業務指示 (図15)

業務請負業者の責任者が指示するものが50.7%、業務請負業者の責任者及び受け入れ企業の現場担当者が指示するものが9.6%、受け入れ企業の現場担当者が指示するものが0.1%、業務請負会社への出向者が指示するものが4.1%となっており、受け入れ企業の現場担当者からの直接指示があるとみなされるものが50%近くになっている。

図15 業務請負労働者への指示



(9) 派遣労働者及び業務請負労働者の健康診断の状況 (表6)

この調査では、派遣労働者及び業務請負労働者の健康診断は基本的に受け入れ先企業の確認に基づくものであり誤差はやや大きい。(派遣元、業務請負業者に任せきりで確認してない場合は把握不能である。)一般健康診断の実施率は派遣労働者、業務請負労働者はそれぞれ56.3%、41.1%である一方で、特殊健康診断の実施率は派遣労働者が95.8%であるのに対して業務請負労働者は48.1%の低率になっている。

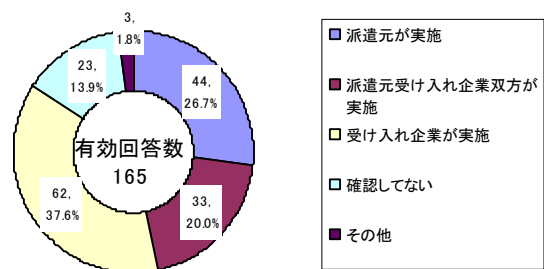
表6 派遣・業務請負労働者の健康診断の状況

	一般健康診断実施対象者数	一般健診実施確認数 (実施率)	特殊健康診断対象業務従事者数	特殊健康診断実施確認数 (実施率)
派遣労働者	2,627	1,480 (56.3%)	359	344 (95.8%)
業務請負労働者	1,103	454 (41.1%)	79	38 (48.1%)

(10) 派遣労働者雇入れ時安全衛生教育 (図16)

派遣元が実施しているもの26.7%、派遣元・受け入れ企業双方が実施しているもの20.0%、受け入れ企業が実施しているもの37.6%、確認してない(派遣元任せ)13.9%となっている。

図16 派遣労働者雇入れ時安全衛生教育

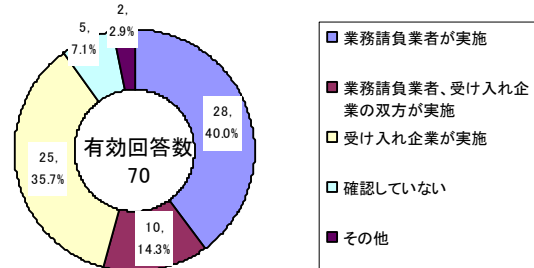


(11) 業務請負労働者雇入れ時安全衛生教育 (図17)

業務請負業者が実施40.0%、業務請負業者・受け入れ企業双方が実施14.3%、受け入れ企業が実施35.7%、確認していない(業務請負業者任せ)7.1%となっている。

派遣労働者と比べると受け入れ企業の関与が小さくなっている。

図17 業務請負労働者雇入れ時安全衛生教育

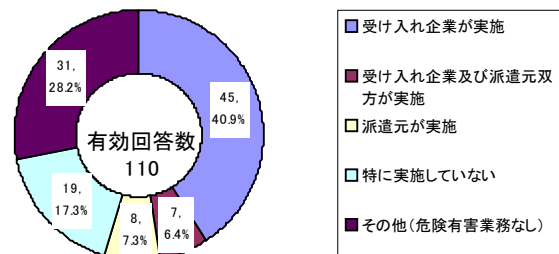


(12) 派遣労働者危険有害業務安全衛生教育 (図18)

受け入れ企業が実施するもの40.9%、受け入れ企業及び派遣元双方が実施するもの6.4%、派遣元が実施しているもの7.3%となり、危険有害業務がないと考えられる、特に実施していない、その他を合わせると45.5%となる。

危険有害業務のあるものだけの比率に直すと、受け入れ企業が実施する75.0%、受け入れ企業及び派遣元双方が実施する11.7%、派遣元が実施する13.3%となる。

図18 派遣労働者危険有害業務安全衛生教育



(13) 業務請負労働者危険有害業務安全衛生教育 (図19)

受け入れ企業が実施するもの27.1%、受け入れ企業、業務請負業者双方が実施するもの4.2%、業務請負業者が実施するもの20.8%となり、危険有害業務がないと考えられる、特に実

施していない、その他を合わせると47.9%となる。

危険有害業務のあるものだけの比率に直すと、受け入れ企業が実施52.0%、受け入れ企業、業務請負業者双方が実施8.0%、業務請負業者が実施40.0%となり、派遣労働者と比べると受け入れ企業の関与が低い。

(14) 派遣労働者の業務内容 (図20)

生産工程作業員が65.8%で最も多く、営業・事務職16.9%、専門・技術・管理職8.4%の順になっている。

(15) 業務請負労働者の業務内容 (図21)

生産工程作業員が56.0%で最も多く、その他が18.4%、営業・事務職が12.1%の順になっている。

図19 業務請負危険有害業務安全衛生教育

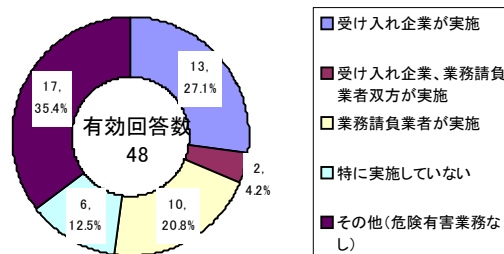


図20 派遣労働者の業務内容

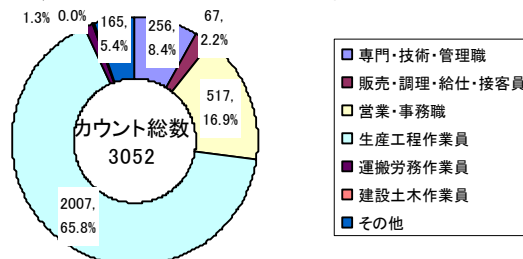
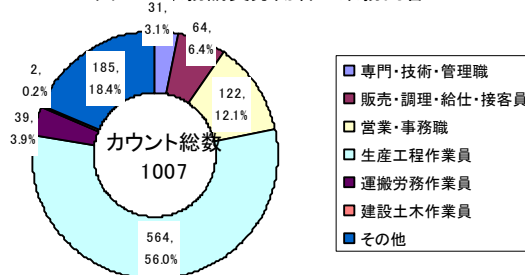


図21 業務請負労働者の業務内容

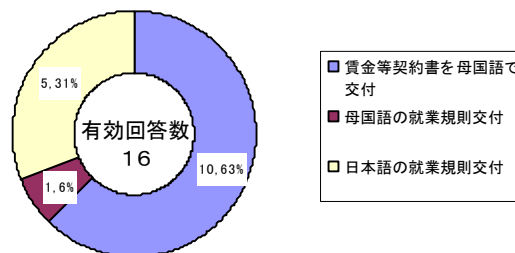


7 技能実習生と研修生の状況

(1) 技能実習生への労働条件の明示 (図22)

賃金等契約書を母国語で交付するが10社で最も多く、日本語の就業規則を交付するものも5社ほどある。

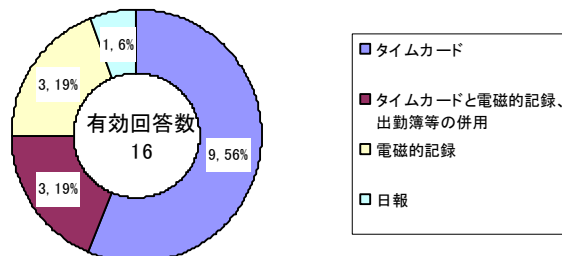
図22 技能実習生への労働条件明示



(2) 技能実習生の労働時間管理 (図23)

タイムカードが9社と最も多く、タイムカードと電磁的記録、出勤簿等の併用が3社、電磁的記録が3社、日報が1社となっている。

図23 技能実習生の労働時間管理



(3) 技能実習生の雇入れ時健康診断と一般健康診断 (表7)

雇入れ時健康診断の実施率は55.3%と低く、一般健康診断の実施率も78.9%にとどまる。

表7 技能実習生の雇入れ時健康診断と一般健康診断の実施状況

	実施対象者数	実施者数（実施率）
雇入れ時健康診断	114	63（55.3%）
一般健康診断	114	90（78.9%）

(4) 技能実習生の雇入れ時安全衛生教育

技能実習生の雇入れ時安全衛生教育は100%実施されている。

(5) 技能実習生に対する危険有害業務に関する教育（特別教育）

危険有害業務のある事業場は6社であり、全て教育が実施されている。

(6) 技能実習生と研修生の居住状況（表8）

技能実習生、研修生ともに寄宿舎に入居させている事業所がほとんどであるが、賃貸に入居させている事業所も若干ある。

表8 技能実習生と研修生の居住状況

	技能実習生	研修生
寄宿舎に入居	13	21
賃貸に入居	2	3
寄宿舎及び賃貸に入居	1	1
事業場計	16	25

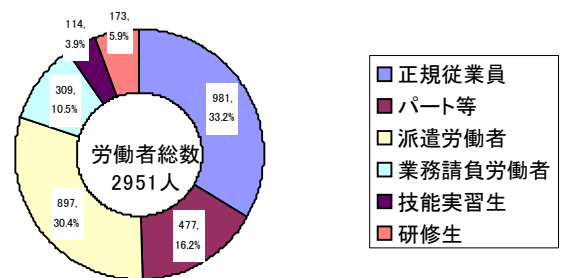
8 外国人労働者の状況

(1) 外国人労働者の契約別割合（図24）

外国人労働者の正規従業員は33.2%、パート等は16.2%で、直接雇用は合わせて49.4%となっている。これに対して派遣労働者は30.4%、業務請負労働者10.5%、技能実習生3.9%、研修生5.9%となっており、直接雇用とそれ以外はほぼ同数である。

また、外国人労働者は全労働者の6.2%となっている。（図1を参照。）

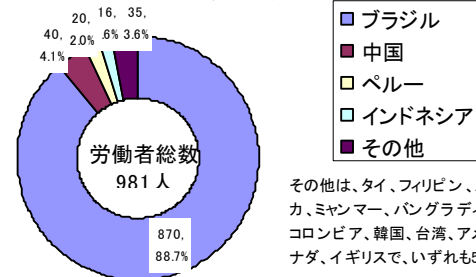
図24 外国人労働者の契約別割合



(2) 正規従業員国籍別状況（図25）

ブラジルが88.7%で圧倒的に多く、中国が4.1%となっている。

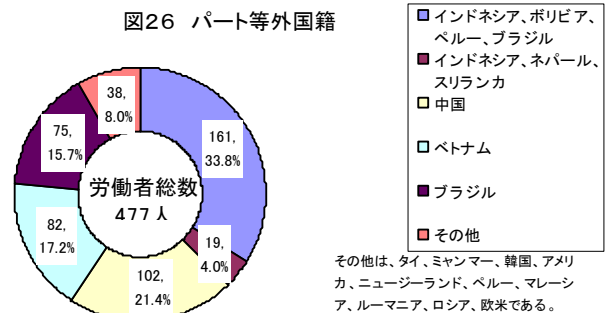
図25 正規従業員外国籍



(3) パート等国籍別状況（図26）

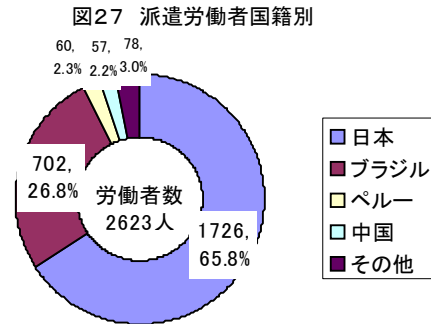
複数の国籍を記入してあるものがあるため個別の国籍の特定が困難な部分がある。インドネシア・ボリビア・ペルー・ブラジルが33.8%、中国が21.4%、ベトナムが17.2%、ブラジルが15.7%となっており、アジア系が半数を占めているものと見積られる。

図26 パート等外国籍



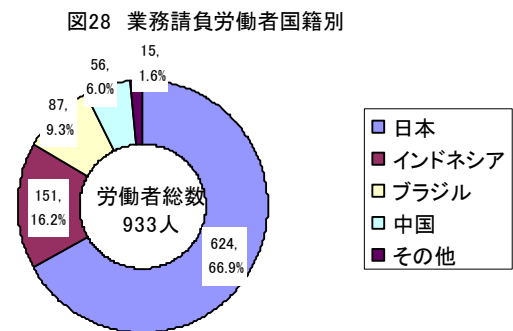
(4) 派遣労働者の国籍別状況 (図27)

ここでは日本も含めた国籍を示す。日本人が65.8%で最も多く、ブラジル26.8%、ペルー2.3%、中国2.2%となっており、外国人ではブラジル、ペルーの南米系が多い。



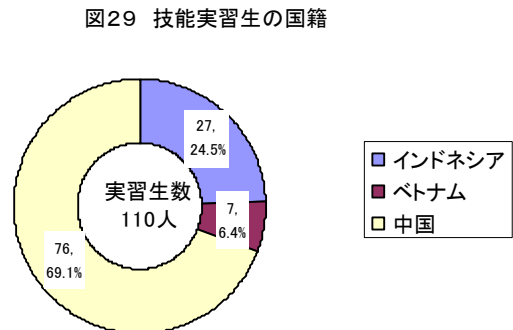
(5) 業務請負労働者の国籍別状況 (図28)

同じく日本も含めた国籍を示す。日本人が66.9%で最も多く、インドネシア16.2%、ブラジル9.3%、中国6.0%となっており、外国人ではインドネシア、中国などのアジア系の割合が増加する。



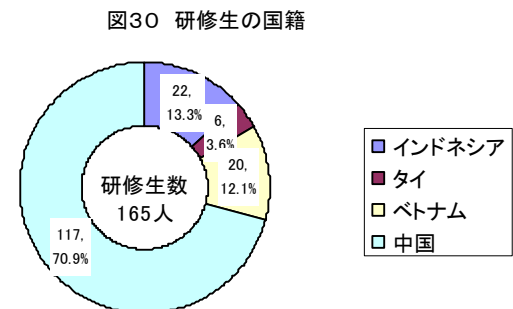
(6) 実習生の国籍 (図29)

中国が最も多く69.1%、インドネシア24.5%、ベトナム6.4%となっている。



(7) 研修生の国籍 (図30)

中国が70.9%で最も多く、インドネシア13.3%、ベトナム12.1%、タイ3.6%となっている。



(8) 外国人労働者の業種別の分布 (図31)

外国人労働者の正規雇用及びパート等（直接雇用）の業種別の分布を見ると、派遣業が最も多く、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業、食品製造業の順になっている。そして、派遣業で直接雇用されている労働者は他業種に派遣されて派遣労働者（間接雇用）となる。

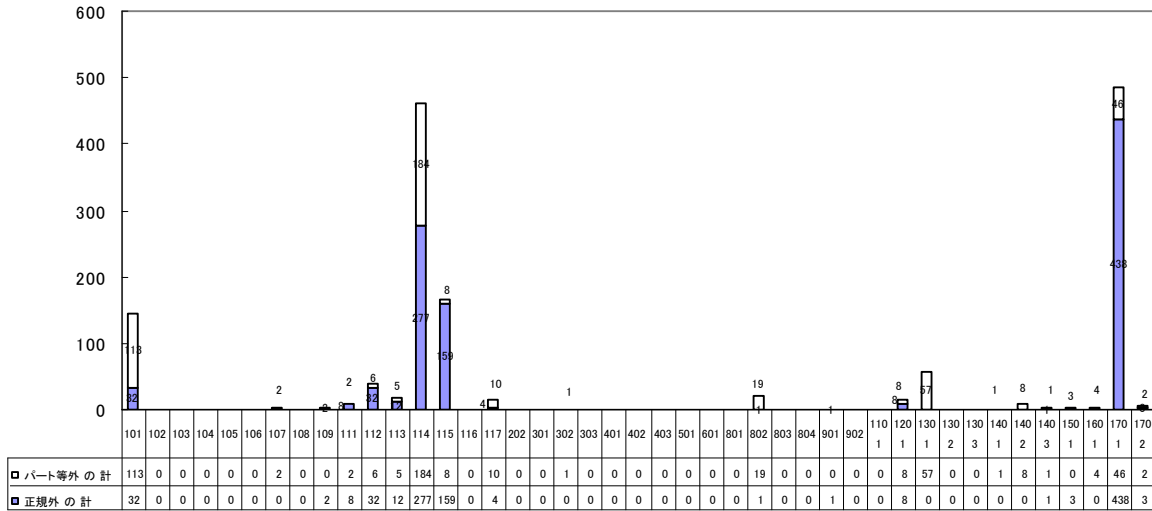
派遣労働者は図8に示されているように、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業、一般機械器具製造業、食品製造業などに多く分布しており、派遣業に直接雇用されている外国人労働者もまたそれらの業種の事業場に派遣されている。

したがって、外国人労働者が多く分布する業種は派遣労働者を多く受け入れている業種であ

り、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業、食料品製造業、一般機械器具製造業などで外国人労働者が多数働いているものと考えられる。

図31の表の上段は業種番号を示しており、表1の業種と併せて参照されたい。

図31 直接雇用外国人の業種別分布



9 派遣業の状況

(1) 調査票を送付した派遣業で回答のあった社は11社あり、労働者数の内訳は次のとおりである。

表9 派遣業の労働者数

労働者数計 (うち外国人)	正規従業員 (うち外国人)	パート等 (うち外国人)
1,212 (484)	1,098 (438)	114 (46)

派遣業は、その雇用する労働者を派遣元として他業種の企業に派遣しており、派遣先企業では派遣労働者としてカウントされる。そのため、派遣業（派遣元）の正規従業員と派遣先の派遣労働者はダブルカウントとなるが、派遣範囲が広域にわたり、未回答の派遣業者もあることからこれを明確に分離することは困難である。

ここでは派遣業（派遣元）、派遣先でカウントされたそれぞれの数値をそのまま使用している。

(2) 派遣業正規従業員の国籍別状況 (図32)

日本が最も多く60.1%、ついでブラジル、ブラジル系が39.7%となっている。

図32 派遣業正規従業員の国籍別

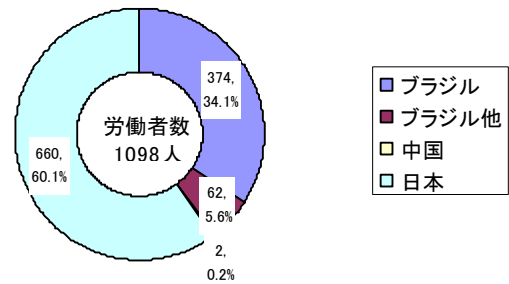
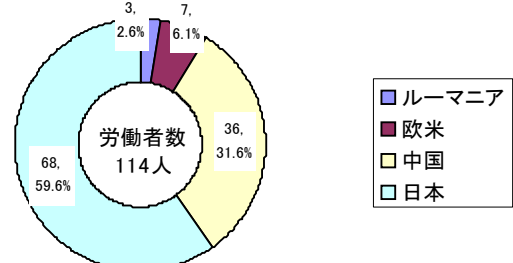


図33 派遣業パート等労働者国籍別



(3) 派遣業パート等の国籍別状況 (図33)

日本が59.6%で最も多く、次いで中国が31.6%、若干の欧米系もいる。

4. まとめ(問題点等)

- 1 正規従業員では男性が7割、パート等では女性が7割と直接雇用での性差が目立つのに対し、派遣労働者、業務請負労働者、技能実習生、研修生では男性が若干多いものの性差はそれほど大きくない。(表3)
- 2 労働条件明示は、正規従業員では就業規則によるものが68.0%となっているのに対し、パート等では40.8%にとどまる。労働条件の明瞭度は正規従業員も決して高くはないが、パート等のほうがより不明瞭である。(図2及び3)
- 3 派遣及び業務請負労働者を最も多く使用しているのは電気機械器具製造業であり、次いで輸送用機械等製造業、一般機械器具製造業、食料品製造業となっており、4業種で派遣・業務請負労働者の65.9%を占めている。(図8及び表5)
- 4 派遣及び業務請負労働者を使用している企業での契約別労働者分布(図9)を全体の契約別労働者分布(図1)と比較すると、全体分布でのパート等の占める割合が27.4%であるのに対し派遣・業務請負使用企業での分布では19.9%に減少し、派遣が5.5%から9.9%、業務請負が2.3%から4.2%へと大幅に増加しているが、正規従業員の占める割合にはほとんど変化がない。
これらの企業では主にパート等が派遣及び業務請負労働者で置き換えられているものと考えられる。
- 5 業務請負労働者への業務指示は、受け入れ企業の現場担当者が指示している、若しくはそれと同等とみなされるもの(偽装請負)が、業務請負労働者を使用する企業の半数近くに及んでいる。(図15)
また業務請負労働者の時間管理を受け入れ企業が行っていると認められるものが33.4%(図13)、労働条件の明示を受け入れ企業が直接文書で行っているものが16.4%(図11)となっており、偽装請負状況がさらに推認される。
- 6 直接雇用者の一般健康診断の実施率は、正規従業員が90.0%であるのに対しパート等が55.1%であり、パート等の実施率が特に低い。
一方、特殊健康診断の実施率は、正規従業員が89.4%にとどまっているのに対しパート等では97.8%に及んでいる。(表4)
- 7 派遣労働者の特殊健康診断実施率は95.8%であるのに対し、業務請負労働者のそれは48.1%(確認しているもの)にすぎない。(表8)
- 8 全労働者の中で外国人労働者の占める割合は6.2%であり、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業、食料品製造業などに多く分布している。

表1 回答事業場の業種別一規模別状況(直接雇用による)

業種番号	業種	計	1~9	10~29	30~49	50~99	100~299	300~
101	食料品製造業	47	8	13	11	4	8	3
102	繊維工業	1	1					
103	衣服その他繊維製品製造業	1		1				
104	木材・木製品製造業	7	1	6				
105	家具・装備品製造業	2	1		1			
106	パルプ・紙・紙加工品製造業	1			1			
107	印刷製本業	10		8	1	1		
108	化学工業	14	2	4	3	4	1	
109	窯業土石製品製造業	10	5	4	1			
111	非鉄金属製造業	9		7	1			1
112	金属製品製造業	42	2	21	11	5	2	1
113	一般機械器具製造業	44	5	18	10	5	3	3
114	電気機械器具製造業	57	7	16	8	8	14	4
115	輸送用機械等製造業	25		9	3	6	2	5
116	電気・ガス・水道業	4		1	1	1	1	
117	その他の製造業	36	14	15	2	4	1	
202	土石採取業	4	2	1		1		
301	土木工事業	2	1	1				
302	建築工事業	4	2	2				
303	その他の建設業	2	1	1				
401	鉄道・軌道・水運・航空業	5		1	1	3		
402	道路旅客運送業	12		6	3	3		
403	道路貨物運送業	41	4	13	14	9	1	
501	陸上貨物取扱業	1		1				
601	農業	4	1	1	1	1		
801	卸売業	36	4	18	5	7	2	
802	小売業	134	18	66	24	17	7	2
803	理美容業	1	1					
804	その他の商業	11	2	8		1		
901	金融業	23	2	13	4	2	2	
902	広告・斡旋業	3	1	2				
1101	通信業	2			1		1	
1201	教育・研究業	22	1	11	4	2	4	
1301	医療保健業	23	3	4	2	3	9	2
1302	社会福祉施設	23		4	5	9	3	2
1303	その他の保健衛生業	3	1		1	1		
1401	旅館業	17	3	9	2	3		
1402	飲食店	21	2	12	4	2	1	
1403	その他の接客娯楽業	16	1	10	4	1		
1501	清掃・と畜業	13	1	7	2	1	1	1
1601	官公署	1						1
1701	派遣業	11	2	1	2	2	3	1
1702	その他の事業	41	5	19	8	6	2	1
	総合計	786	104	334	141	112	68	27

表2 回答事業場直接雇用者の業種別－規模別状況

業種番号	業種	直接雇用計	1~9	10~29	30~49	50~99	100~299	300~
101	食料品製造業	3176	54	227	419	237	1111	1128
102	繊維工業	7	7					
103	衣服その他繊維製品製造業	16		16				
104	木材・木製品製造業	113	8	105				
105	家具・装備品製造業	40	7		33			
106	パルプ・紙・紙加工品製造業	45			45			
107	印刷製本業	231		130	31	70		
108	化学工業	650	15	81	107	308	139	
109	窯業土石製品製造業	141	29	72	40			
111	非鉄金属製造業	686		118	40			528
112	金属製品製造業	1680	9	362	416	333	236	324
113	一般機械器具製造業	2715	31	358	414	338	511	1063
114	電気機械器具製造業	5424	28	308	307	540	2133	2108
115	輸送用機械等製造業	3413		194	106	421	322	2370
116	電気・ガス・水道業	239		12	41	80	106	
117	その他の製造業	945	88	264	72	328	193	
202	土石採取業	80	9	10		61		
301	土木工事業	24	6	18				
302	建築工事業	49	12	37				
303	その他の建設業	21	4	17				
401	鉄道・軌道・水運・航空業	237		29	31	177		
402	道路旅客運送業	385		91	111	183		
403	道路貨物運送業	1595	28	255	568	622	122	
501	陸上貨物取扱業	12		12				
601	農業	147	9	13	33	92		
801	卸売業	1314	30	323	174	495	292	
802	小売業	5235	103	1111	905	999	1091	1026
803	理美容業	2	2					
804	その他の商業	237	16	132		89		
901	金融業	899	12	232	135	119	401	
902	広告・斡旋業	39	9	30				
1101	通信業	150			35		115	
1201	教育・研究業	1082	9	224	131	132	586	
1301	医療保健業	2890	24	58	79	215	1500	1014
1302	社会福祉施設	2784		98	175	676	509	1326
1303	その他の保健衛生業	105	7		32	66		
1401	旅館業	445	15	153	80	197		
1402	飲食店	738	14	257	156	125	186	
1403	その他の接客娯楽業	403	3	158	158	84		
1501	清掃・と畜業	1660	9	121	79	83	195	1173
1601	官公署	513						513
1701	派遣業	1207	9	22	85	152	588	351
1702	その他の事業	2186	43	320	310	350	265	898
	総合計	43960	649	5968	5348	7572	10601	13822

表5 派遣・業務請負労働者の業種別一規模別分布

業種番号	業種	計(派遣+業請)	1~9	10~29	30~49	50~99	100~299	300~
101	食料品製造業	234	3	10	30	11	76	104
102	繊維工業	0	0	0	0	0	0	0
103	衣服その他繊維製品製造業	0	0	0	0	0	0	0
104	木材・木製品製造業	3	0	3	0	0	0	0
105	家具・装備品製造業	0	0	0	0	0	0	0
106	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	0	0	2	0	0	0
107	印刷製本業	0	0	0	0	0	0	0
108	化学工業	58	0	2	2	54	0	0
109	窯業土石製品製造業	2	0	2	0	0	0	0
111	非鉄金属製造業	197	0	16	4	0	0	177
112	金属製品製造業	126	0	5	12	40	5	64
113	一般機械器具製造業	453	1	11	72	59	13	297
114	電気機械器具製造業	939	4	116	20	1	508	290
115	輸送用機械等製造業	831	0	39	33	92	19	648
116	電気・ガス・水道業	6	0	0	0	6	0	0
117	その他の製造業	63	42	0	0	15	6	0
202	土石採取業	0	0	0	0	0	0	0
301	土木工事業	1	0	1	0	0	0	0
302	建築工事業	2	2	0	0	0	0	0
303	その他の建設業	0	0	0	0	0	0	0
401	鉄道・軌道・水運・航空業	12	0	0	0	12	0	0
402	道路旅客運送業	0	0	0	0	0	0	0
403	道路貨物運送業	51	0	9	18	20	4	0
501	陸上貨物取扱業	0	0	0	0	0	0	0
601	農業	12	0	0	0	12	0	0
801	卸売業	51	2	40	1	8	0	0
802	小売業	149	0	21	20	33	63	12
803	理美容業	0	0	0	0	0	0	0
804	その他の商業	3	0	3	0	0	0	0
901	金融業	39	1	17	9	11	1	0
902	広告・斡旋業	0	0	0	0	0	0	0
1101	通信業	9	0	0	6	0	3	0
1201	教育・研究業	123	0	2	49	1	71	0
1301	医療保健業	117	0	0	0	31	70	16
1302	社会福祉施設	53	0	0	5	35	8	5
1303	その他の保健衛生業	1	0	0	1	0	0	0
1401	旅館業	6	0	1	0	5	0	0
1402	飲食店	1	0	0	1	0	0	0
1403	その他の接客娯楽業	49	0	4	2	43	0	0
1501	清掃・と畜業	93	0	21	2	70	0	0
1601	官公署	2	0	0	0	0	0	2
1701	派遣業	0	0	0	0	0	0	0
1702	その他の事業	42	1	1	7	5	0	28
	総合計(派遣+業務請負)	3730	56	324	296	564	847	1643